アニメーション美術館条例を制定

本定例会に、市長から「三鷹市立アニメーション美術館条例」の提案があり、三鷹市立動画美術館（仮称）特別委員会に付託、審査のうえ、3月29日の本会議で賛成多数により可決された。

アニメーション美術館については、平成11年9月22日に、三鷹市と㈱徳間書店及び㈱ムゼオ・ダルテ・ジブリとの間で、美術館に関する覚書が締結された。さらに、9月29日、市議会では、㈱ムゼオ・ダルテ・ジブリが美術館を建設後、市が負担附き寄附を受けることについて、議決をした。美術館の建設はスタートし、今年10月のオープンを目指して現在、工事は順調に進んでいるが、完成後の施設の運営等について定めるため、提案されたものである。

この議案は、優れたアニメーション作品の展示と検証、また次代を担う子ども達へのアニメーション作品を通じたメッセージの発信を行うことにより、心豊かな地域社会の形成に寄与するため、下連雀一丁目1番83号に、三鷹市立アニメーション美術館を設置するものである。美術館では、アニメーション文化に関する事業の企画、アニメーション作品及びアニメーションに関する資料の収集・保管・展示、アニメーション文化に関する調査研究等に関する事業が行われることとなる。

この美術館の管理運営については、民法の規定により設立されるアニメーション文化の振興を目的とする財団法人を管理受託者とするとともに、いわゆる「利用料金制度」を導入し、財団が利用料金（入館料）で自主的な運営を行い公の施設の、より効果的な活用を図ることとされる。

また、入館料の額の決定については、財団に一定の裁量を認めるものの、利用者負担が大きくならないよう、入館料の上限額を1千500円とするとともに、入館料の承認手続規定が設けられる。

その他、入館の制限、損害賠償の義務等について定める。

なお、アニメーション美術館は正式名称のほか、広く市民に親しまれるよう、通称として、「三鷹の森ジブリ美術館」と、規則で定められる。

この条例の施行期日は、平成13年10月1日である。

今年10月のオープンに向け、順調に工事が進む市立アニメーション美術館
……都立井の頭恩賜公園西園

委員会の名称等を変更

「三鷹市立アニメーション美術館条例」が本会議で可決されたことに伴って、三鷹市立動画美術館（仮称）特別委員会の名称と調査目的は、委員長の申し出のとおり次のように変更することが、同日の本会議で議決された。

〔委員会の名称〕
三鷹市立アニメーション美術館特別委員会

〔委員会の調査目的〕
三鷹市立アニメーション美術館にかかる諸問題について検討すること

補正予算を可決

～IT講習会のための整備費等を計上

今定例会に平成12年度の一般会計ほか2件の補正予算が提案された。

このうち、一般会計補正予算については総務委員会に付託、審査のうえ、3月29日の本会議で委員長報告どおり、満場一致により可決された。

また、他の2件については、7日の本会議で、ともに満場一致により可決された。

一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億8千340万2千円を追加し、総額を563億6千819万9千円とするとともに、繰越明許費及び地方債の補正を行うものである。

歳出予算では、総務費で、まず一つが、三鷹市と兵庫県龍野市との姉妹都市提携関係費117万5千円の計上である。これは、龍野市での調印式等への参加旅費である。二つ目に、市では平成13年度に一般市民を対象としたIT講習会を予定しており、その実施に必要なコミュニティ・センターや社会教育会館におけるパソコン及びインターネット接続環境等の整備費として、総務費と教育費を合わせて1千760万2千円を計上する。なおこの整備事業は、全額12年度分の国庫補助金を活用しながら、13年度の執行を予定しているため、同時に、その全額について繰越明許費を設定し、翌年度に予算を繰り越す。このほか、三つ目として、土木費寄附金を、まちづくり施設整備基金の元金として1千30万円積み立てる。

民生費は、国等の予算の都合により、老人医療にかかわる支払基金交付金及び国庫支出金の一部が、年度内の交付が見込まれず、翌年度に追加交付され、精算される見込みになったため、老人医療特別会計繰出金を2億432万5千円増額し、この不足分を市で一時的に運転資金として補てんする。

土木費は、下連雀三丁目協同ビル（仮称）整備事業のうち市民住宅整備事業について、国から12年度分の補助金活用に関する前倒し要請があったことから、補助金の確保を図る観点も踏まえ、事業費を1億5千万円増額し、同時に、その全額について繰越明許費を設定した上で、翌年度に予算を繰り越して執行する。

歳入では、国庫支出金で、歳出の土木費の関連歳入として、特定公共賃貸住宅建設費補助金を5千万円増額するとともに、教育費などの関連歳入として、情報通信技術（IT）学習活動支援設備整備費補助金を1千760万2千円計上する。

都支出金は、土木費の関連歳入として、特定公共賃貸住宅建設費補助金を2千500万円増額し、寄附金は、本年度分の土木費寄附金を760万円増額する。

繰入金は、老人医療特別会計からの繰入金を1億3千359万7千円増額し、前年度に一般会計から繰り出した運転資金分の精算を行うほか、財政調整基金とりくずし収入を7千460万3千円増額する。

市債については、土木費の関連歳入として、下連雀三丁目協同ビル（仮称）整備事業のうち市民住宅整備事業にかかわる市債を7千500万円増額する。なお、地方債の補正も同じ内容である。

繰越明許費では、総務費と教育費で新たに計上する「情報通信技術（IT）学習設備整備事業費1千760万2千円」の全額、及び、土木費で増額補正する「下連雀三丁目協同ビル（仮称）整備事業費1億5千万円」の全額について繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越すものである。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額に、それぞれ4千484万9千円を追加し、その総額を110億7千698万8千円とするものである。

補正の内容は、歳出予算では、諸支出金を、前年度における国庫支出金等の超過収入額を返還するため、4千484万9千円増額するとともに、歳入予算で、前年度繰越金を、これと同額、増額するものである。

老人医療特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3千359万7千円を追加し、その総額を130億1千457万4千円とするものである。

歳出予算では、諸支出金で、一般会計への繰出金を、前年度に一般会計から繰り入れた運転資金分を精算するため、1億3千359万7千円増額する。

歳入予算では、支払基金交付金及び国庫支出金について、前年度分の超過交付額又は不足額の精算を行うとともに、現年度分について、翌年度に追加交付される見込みになった額を減額することなどのため、支払基金交付金を2億713万7千円、国庫支出金を1千459万3千円、それぞれ減額する。

このほか、一般会計からの繰入金を、現年度分について、支払基金交付金及び国庫支出金の減額分を一時的に補てんするため、運転資金分として2億432万5千円増額するとともに、繰越金について、前年度繰越金を1億5千100万2千円増額するものである。

負担附き寄附＝寄附を受けるにあたって一定の条件が付され、その条件に基づく義務を履行しない場合に当該寄附が解除されるもの。「負担附き寄附を受けること」は議会の議決対象となる事件の一つ。

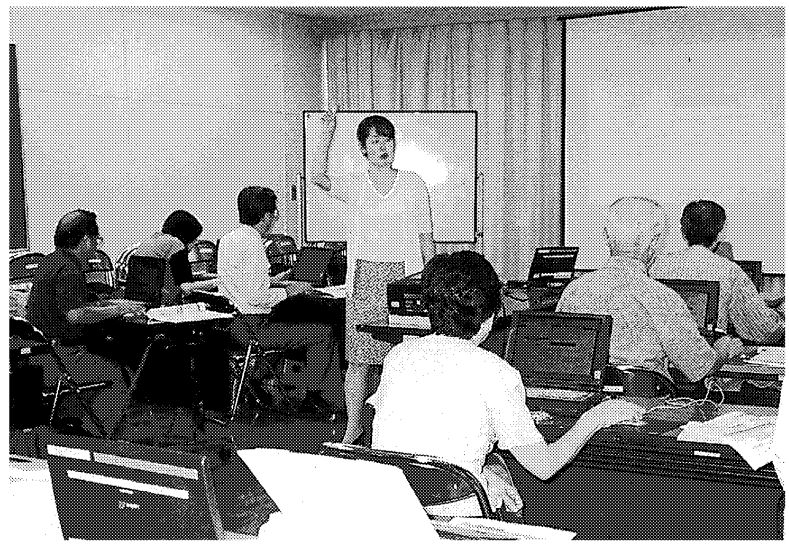

IT講習会開催で、地域ITの担い手誕生が期待される
……東社会教育会館のパソコン講座

里道、水路等の公共物の管理に関する条例を可決

今定例会に市長から「三鷹市里道、水路等の公共物の管理に関する条例」の提案があり、建設委員会に付託、審査のうえ、3月29日の本会議で、委員長報告どおり、満場一致により可決された。

道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物、すなわち、里道・水路等のいわゆる「法定外公共物」は、「分権一括法」の施行による国有財産特別措置法の改正に伴い、市町村に譲与できることになった。この条例は、三鷹市が譲与を受けた里道、水路等の公共物の管理に関し、必要な事項を定めるものである。

本市の譲与手続については、東部地区を平成12年度に、西部地区を13年度とし、2か年事業として申請手続が行われているところである。

この条例の主な内容は、使用許可の方法、使用許可の期間、使用料の金額及び徴収方法、監督処分等について定めるものである。

また、条例の施行期日は、平成13年4月1日である。

その他の可決議案

▽三鷹市手数料条例の一部改正（屋外広告物設置の許可申請手数料及び工場設置の認可申請手数料等の額の改定並びに規定の整備）

▽三鷹市福祉事務所設置に関する条例等の一部改正（社会福祉事業法等の改正に伴う関係する条例の規定の整備）

▽三鷹市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正（老人保健法改正による一部負担金の算定方法の変更に伴う規定の整備）

▽三鷹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（災害弔慰金等の額の引上げとともに、災害援護資金の貸付限度額の引上げ）

▽三鷹市市民住宅の供給に関する条例の一部改正（㈶三鷹市まちづくり公社の解散に伴い、市民住宅の管理者を㈱まちづくり三鷹に変更）

▽権利を放棄することについて（市が包括遺贈を受ける地位を放棄するもの）

議会活動

～数字で見る1年間～

「みたか議会だより」では、これまで、市議会のあらましや定例会の流れなどを紹介してきました。

今回は、会議の開催日数や一般質問の件数など、具体的な数字をもとに、平成12年中の三鷹市議会の活動をまとめてみました。

◆年間の通算会期日数は、99日間

本会議には、定例会と臨時会があります。定例会の開催回数については、三鷹市議会は条例で年4回と定めています。臨時会については、回数に制限はありません。

平成12年中には、定例会は3月（2月28日に開会）、6月、9月、12月に、また臨時会は3月と5月に開かれました。

これら6回の本会議の通算会期日数（招集日から最終日までの日数）は99日間に達しています。

◆委員会の開催回数は、100回

市議会では、本会議のほかに、常任委員会や特別委員会等の委員会や全員協議会など、多くの会議が開かれています。

平成12年中には、常任委員会（4委員会）、特別委員会（6委員会）及び議会運営委員会の開催回数は、これら全体で合計100回にのぼりました。

◆本会議での議決件数は、116件

本会議では、予算・決算をはじめ、条例や公共工事の契約など、さまざまな案件が審議されます。

平成12年中には、合計で116件にのぼる議案等が審議、議決されました。

また、このうちで意見書・決議については13件が可決となり、国などの機関に送付されました。

さらに、市民のみなさんなどからの請願17件を受理し、審議が行われました。

◆一般質問の質問者数は、延べ67人

一般質問は、議員が各定例会の本会議の場で、市の行政全般にわたり、事務の執行状況や将来の方針などについてただすものです。

平成12年中には、延べ8日間で67人の議員が市政に関し、さまざまな質問を行いました。

◆本会議の傍聴者数は、延べ217人

本会議は公開されており、だれでもその様子をみることができます。

平成12年中には、217人の方が本会議を傍聴されました。